

第 11 回紀の川市水道事業 運営審議会

資 料

日 時：令和元年6月20日（木）午後1時30分～

場 所：紀の川市役所3階 庁議室

紀の川市上下水道部

会 議 次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 事務局職員紹介

4. 報告事項

(1) 令和元年度紀の川市水道事業会計予算の概要について

(2) 紀の川市水道事業経営戦略の策定について

5. 協議事項

(1) 答申書（案）について

(2) 今後のスケジュールについて

6. その他

7. 閉 会

紀の川市水道事業運営審議会委員名簿

区 分	ふりがな 氏 名	所 属 等
学識経験者	にとう のぶ まさ 仁 藤 伸 昌	近畿大学生物理工学部 地域交流センター長
学識経験者	せん だ ひろむ 千 田 弘	元桃山町助役
学識経験者	たむら よし お 田 村 佳 央	元紀の川市水道部長
水道使用者代表	よこやま さだ お 横 山 定 雄	打田地区代表
水道使用者代表	なか もと とし ゆき 中 本 智 幸	粉河地区代表
水道使用者代表	う の こう さく 宇 野 耕 作	那賀地区代表
水道使用者代表	と なか いさむ 戸 中 勇	桃山地区代表
水道使用者代表	やま だ もり ひこ 山 田 守 彦	貴志川地区代表
水道使用者代表	のむら そう ご 野 村 壮 吾	紀の川市立地企業連絡協議会会長
水道使用者代表	ほり あつ こ 堀 貴 己	那賀町商工会女性部部长
水道使用者代表	やま もと す み 山 本 寿 美	紀の川市婦人会会長
水道使用者代表	みぎ うめ や よ 右 梅 八 世	紀の川市更生保護女性会貴志川分会長
水道使用者代表	わき た やす み 脇 田 保 美	JA紀の里かがやき部会

◆事務局職員

役 職	ふりがな 氏 名	備 考
上下水道部部长	さん どう くに ひこ 山 東 邦 彦	
上下水道部次長(兼水道工務課長)	とく やま ひさ たか 徳 山 尚 孝	
水道技術管理者	なが おか まさ ひと 長 岡 政 仁	
水道工務課班長	ふじ もと かず ひさ 藤 本 和 久	
水道工務課班長	なか たに けん いち 中 谷 健 一	
水道総務課長	くり もと むね ひこ 栗 本 宗 彦	
水道総務課班長	あずま ひ で き 東 日 出 樹	
水道総務課班長	かめ い あき ひこ 亀 位 晃 彦	

第11回 紀の川市水道事業運営審議会 資料①

4. 報告事項

(1) 令和元年度紀の川市水道事業会計予算の概要について

水道事業会計は、収益的収支と資本的収支に区分されます。

【収益的収支】

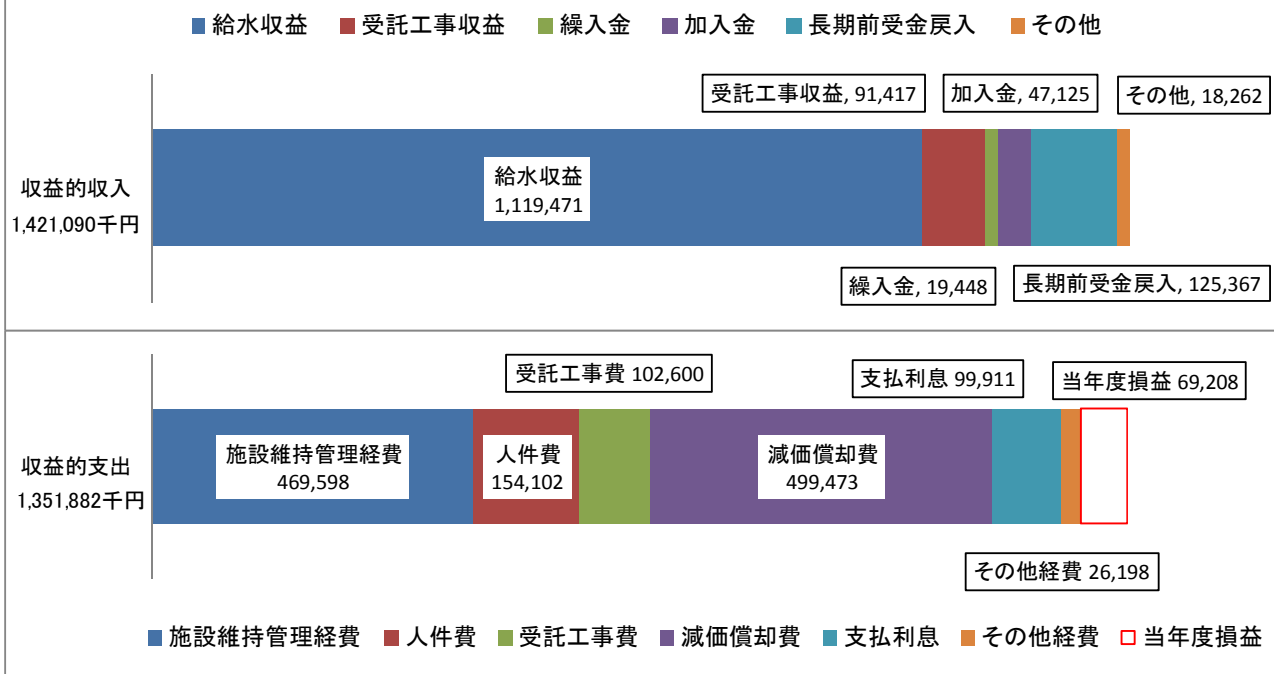
1年間の事業活動(水道水を作り、各ご家庭へお届けすること)に伴い、発生が予定される収入と支出の状況です。

水道事業会計 収益的収支

(単位:千円)※消費税込み

	令和元年度予算	平成30年度予算	増 減	増減率
収入	1,421,090	1,403,004	18,086	1.3%
給水収益	1,119,471	1,110,397	9,074	0.8%
受託工事収益	91,417	79,958	11,459	14.3%
繰入金	19,448	29,589	-10,141	-34.3%
加入金	47,125	38,816	8,309	21.4%
長期前受金戻入	125,367	128,056	-2,689	-2.1%
その他	18,262	16,188	2,074	12.8%
支出	1,351,882	1,377,402	-25,520	-1.9%
施設維持管理経費	469,598	483,381	-13,783	-2.9%
人件費	154,102	166,372	-12,270	-7.4%
受託工事費	102,600	93,591	9,009	9.6%
減価償却費	499,473	496,088	3,385	0.7%
支払利息	99,911	107,333	-7,422	-6.9%
その他経費	26,198	30,637	-4,439	-14.5%
当年度損益	69,208	25,602	43,606	
(経常損益)	71,207	26,601	44,606	

収益的収支 (令和元年度)



【収益的収支の概要】

収入、支出とも消費税率の改定を見込んでおり、収入面では、消費税改定の影響を加味した給水収益の増加をはじめ、受託工事収益や加入金の増額を見込んでいます。支出面では、人事異動などによる人件費の減額や修繕費用(資本的支出に振替)をはじめとした施設維持管理経費の減額を見込んでいます。

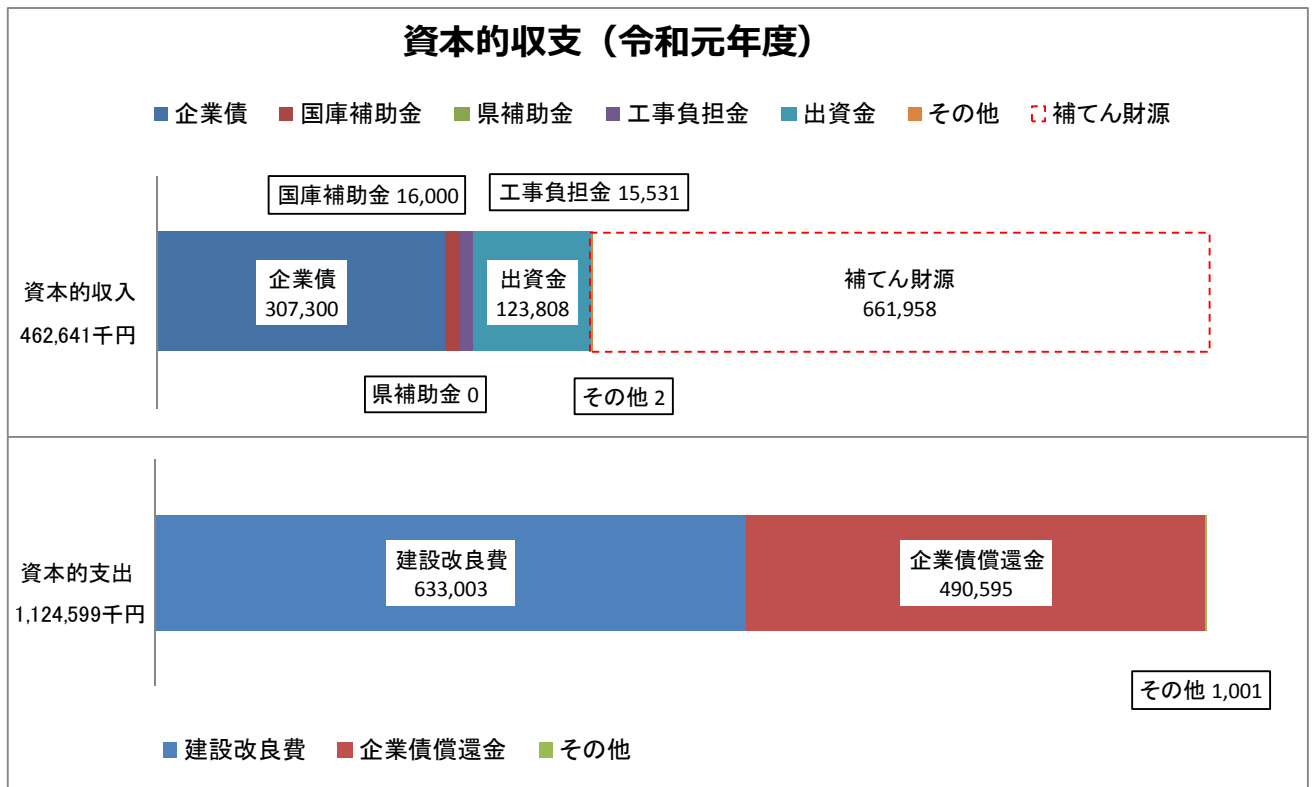
【資本的収支】

水道施設の整備を行うための投資的な収入と支出の状況です。

水道事業会計 資本的収支

(単位:千円)※消費税込み

	令和元年度予算	平成30年度予算	増 減	増減率
収 入	462,641	487,610	-24,969	-5.1%
企業債	307,300	271,700	35,600	13.1%
国庫補助金	16,000	3,900	12,100	310.3%
県補助金	0	7,500	-7,500	皆減
工事負担金	15,531	17,746	-2,215	-12.5%
出資金	123,808	186,762	-62,954	-33.7%
その他	2	2	0	0.0%
支 出	1,124,599	1,081,095	43,504	4.0%
建設改良費	633,003	626,305	6,698	1.1%
(うち人件費分)	9,450	0	9,450	皆増
企業債償還金	490,595	453,789	36,806	8.1%
その他	1,001	1,001	0	0.0%
補てん財源	661,958	593,485	68,473	11.5%



【資本的収支の概要】

投資計画に基づく老朽管の布設替工事をはじめ基幹管路(配水本管や拠点医療施設等に至る管路など)の耐震化事業や非常用発電機等の応急給水用資機材の整備を予定しており、前年度と比較して予算規模が大幅に増加しています。その財源として、企業債残高の抑制を考慮したうえで、財政計画に基づく企業債の発行を予定しており、さらに、国庫補助金や一般会計出資金の確保を見込んでおり、財政の健全化にも配慮した予算措置となっています。

(2) 紀の川市水道事業経営戦略の策定について

水道事業 経営戦略とは

- ・全国的に施設の老朽化や人口減少に伴う給水収益の減少により、水道事業の経営環境は厳しい状況です。
- ・そのような中、継続した経営が可能となるよう、経営基盤の強化を目的に、中長期的な経営の基本計画である「水道事業経営戦略」を令和2(2020)年度までに策定するよう総務省から要請されています。
- ・また、総務省において定められた地方公営企業繰出金の基準においても、水道管路の耐震化事業や上水道の高料金対策について、経営戦略の策定が要件となっています。

当市の 取り組み

- ・本市も例外ではなく、施設の老朽化や給水収益の減少により、今後、厳しい経営状況となることが予想されます。
- ・現在、市長の諮問を受け、水道事業運営審議会において、水道施設の投資(更新)計画を実現するための財政計画や料金水準の検討をはじめ、水道事業の方向性について審議しています。
- ・財政支援(繰出し金に対する交付税算入)の要件として、経営戦略の策定が義務付けられていることもあり、平成30年度事業として、水道事業運営審議会の審議内容を踏まえて、経営戦略を策定しました。

【紀の川市水道事業経営戦略の概要】

■計画期間＝令和元(2019)年度から令和10(2028)年度の10年間

■以下の審議会での承認事項を盛り込み、経営戦略を策定しています。

- ① 施設の健全化を図るため、中長期的には今後20年間で約90億円の投資計画のうち、経営戦略の計画期間内における今後10年間で約50億円の投資計画の内容を盛り込んでいます。
- ② 経営目標として、「可能な限り黒字確保」、「投資計画を実現するための財源確保」、「企業債残高の縮減」、「最低限の資金(10億円)確保」を掲げています。
- ③ これらを踏まえ、投資計画と財政計画との均衡を図るべく、平均改定率18%の料金改定を盛り込み、経営戦略を策定しています。
- ④ 令和2(2020)年度に改定した場合、試算上、改定後7年間(令和8(2026)年度まで)は黒字を確保でき、その間、企業債残高は県平均近くまで減少し、資金残高は約15億円程度確保できる見込みです。

※詳細は別冊の「紀の川市水道事業経営戦略」をご参照ください。

第11回 紀の川市水道事業運営審議会 資料②

5. 協議事項

(1) 答申書（案）について

ア 答申書（案）の要約（別冊の答申書（案）の主な項目の要約）

項目（番号は別冊答申書(案)P3以降と連動）	決定事項
3 紀の川市水道事業の今後の方向性について	
(1) 投資計画の実現	20年間で約90億円の投資計画の実現を目指します。
(2) 可能な限り黒字確保	収益的収支での黒字の確保を目指します。
(3) 企業債残高の縮減	企業債の借入は投資計画を実現するために必要な建設改良費の60%を上限としました。
(4) 最低限の資金確保	最低限度の資金10億円程度の確保を目指します。
(5) 料金算定期間	料金改定率の決定にあたっての算定期間は、令和2(2020)年度から令和11(2029)年度の10年間としました。
(6) 料金改定率	平均改定率18.0%の引き上げとしました。
4 水道料金体系の見直しについて	
(1) 基本的事項	引き続き、基本水量制を採用せず、二部料金制、口径別料金体系を採用することとしました。
(2) 基本料金・従量料金の割合	基本料金単価の改定率を平均改定率以上の20.0%の引き上げとし、基本料金：従量料金の割合を27.5：72.5としました。
(3) 従量料金の逓増度	特別に配慮している10m ³ 以下を除き、1.33から1.31に緩和しました。
(4) その他の検討事項	水量区画は変更しないこととしました。また、激変緩和を考慮しました。
(5) 新料金表(案)	P12のとおり
(6) 料金改定の実施時期	可能な限り早い時期として、令和2(2020)年度中での改定としました。
5 その他の附帯意見について(投資・財政計画の定期的な見直し、経営の健全化、情報提供)	

3 紀の川市水道事業の今後の方向性について

(1) 投資計画の実現

【決定事項】

- ◆ 20年間で約90億円の投資計画の実現を目指します。

【背景】

- ① 「着実な耐震化の推進」、「機能を維持しつつ、可能な限り施設・設備・管路を延命化し、更新投資を抑制」、「需要低下を考慮し、更新時の仕様の適正化を考慮」を基本方針として、投資計画を策定しました。（第6回資料 P7）
- ② 更新、耐震対策の目標を「更新投資により、資産の健全度を改善」、「毎年度1施設を耐震化」とすると約35%もの大幅な料金改定が必要なことから、水道料金の値上げ幅の軽減を考慮し、更新、耐震対策の目標を「更新投資により、資産の健全度を概ね維持」、「3年に1施設を目安に耐震化」を掲げ、優先度の高い事業から実施するシミュレーションを行った結果、2018年度から2036年度までの約20年間で約90億円の投資を計画します。（第5回資料 P13、第6回資料 P8～P13）
- ③ 自己資金（更新財源）が足りないことが原因で老朽化した設備や管路が更新できない事態に陥ることで、安定した水道の供給が困難になることが最も恐れることです。（第6回資料 P14～P17）



【答申（案）】

安定的に水道水を供給するためには、定期的な水道施設の更新が不可欠である。しかし、水道施設の更新には多額の費用を要するため、効率的、効果的な更新に努めなければならない。そのため、施設の重要度や水道料金の値上げ幅の軽減などを考慮のうえ策定した20年間で約90億円の投資計画を実現し、現状の施設の健全度を概ね維持し、3年に1施設を目安に耐震化の推進に努めることが望まれる。

3 紀の川市水道事業の今後の方向性について

(2) 可能な限り黒字確保

【決定事項】

- ◆ 収益的収支での黒字の確保を目指します。

【背景】

- ① 現行の料金水準では、人口減少、節水機器の普及等による水需要の減少により、給水収益は減少し続けるため、純損益は令和元（2019）年度以降、毎年赤字となる見込みです。また、資金残高についても純損益が赤字となり、単年度の現金収支も赤字が続くため、令和8（2026）年度には資金不足に陥る見込みであり、資金不足により建設改良事業を計画どおり実施できなくなる見込みです。（[第7回資料 P13](#)）
- ② 健全経営、独立採算の観点から慢性的な赤字を回避する必要がある。慢性的な赤字が生じているということは、料金改定の必要性が生じているということ。（[第8回資料② P2](#)）



【答申（案）】

独立採算制を経営原則とする水道事業を安定的に持続させていくためにも、健全経営に努め、収益的収支での黒字を確保することが妥当である。

3 紀の川市水道事業の今後の方向性について

(3) 企業債残高の縮減

【決定事項】

◆ 企業債の借入は投資計画を実現するために必要な建設改良費の60%を上限としました。

【背景】

- ① 企業債残高対給水収益比率の現状は、他の水道事業と比較して、非常に企業債が大きい状況であり、独立採算制を原則とする水道事業としては、良好な経営状態とは言えない状況です。(第8回資料② P5)
- ② 20年間で約90億円の投資計画の後には、水道管路の本格的な更新時期を迎えることから、その後の30年間で約510億円もの莫大な更新事業に対応する必要があるため、一時的に料金改定率を抑制し、企業債に転嫁する経営方針では、将来に控える更新事業に対応できなくなる可能性があり、水道事業の持続を困難にすることが危惧されるため、可能な限り企業債を抑制し、企業債残高の縮減を図ることが必要と考えます。(第8回資料② P6)
- ③ 起債充当率の設定は、料金改定率に大きな影響を及ぼすため、「20年で90億円の投資に対する財源を確保しつつ、最低限10億円程度の資金を確保」、「長期総合計画における、企業債残高対給水収益比率の目標値 = 559% (2022年度) を達成」、「中長期的には企業債残高対給水収益比率の県内平均値460% (2016年度) を目指す」ことを条件としました。(第8回資料② P9)



【答申(案)】

他の水道事業と比較して、非常に企業債残高が大きく、独立採算制を原則とする水道事業としては、良好な経営状態とは言えない状況である。そのような中でも、投資計画に掲げた更新事業を安定的に実施するとともに、経営の安定化を図り、現役世代の水道料金の水準を抑制し、将来世代に対しても著しい負担増とならないよう、企業債の借入は投資計画を実現するために必要な建設改良費の60%を上限とすることが妥当である。

3 紀の川市水道事業の今後の方向性について

(4) 最低限の資金確保

【決定事項】

- ◆ 最低限度の資金10億円程度の確保を目指します。

【背景】

- ① 経営方針（重点目標）として、事業収入の有無にかかわらず支出しなければならない企業債の支払利息、元金償還額及び不測の事態に対応し、経営の安定化を図るために令和18（2036）年度末で10億円程度確保することを掲げています。（[第7回資料 P5](#)）
- ② 現行の料金水準の試算では、令和元（2019）年度以降純損益が赤字となり、単年度の現金収支も赤字が続くため、令和4（2022）年度には、資金確保額10億円を下回り、令和8（2026）年度には資金不足に陥ると予想されます。資金不足は、経営の持続が困難になることを意味し、建設改良事業を計画どおり実施できなくなるため、資金不足に陥る前の段階での料金改定が必要不可欠です。（[第7回資料 P11](#)、[第8回資料② P7](#)）



【答申（案）】

水道事業経営の安定と施設の継続的な更新に取り組むため、運転資金及び建設改良費の財源として必要な内部留保資金残高は、給水収益の約1年分である10億円程度を確保することが妥当である。

3 紀の川市水道事業の今後の方向性について

(5) 料金算定期間

【決定事項】

- ◆ 料金改定率の決定にあたっての算定期間は、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度の10年間としました。

【背景】

- ① 将来にわたり水道水を安定的に供給するため、施設や水道管の更新計画を取りまとめた「水道事業基本計画」や「投資計画」に基づき、計画的かつ効率的な更新を進めていく必要があります。また、基本計画の着実な推進と水道サービスの充実など、今後10年の水道事業の将来像を取りまとめた「水道事業ビジョン」を策定しており、さらに今後は、経営の基本計画である「経営戦略」の策定が義務付けられています。（第8回資料② P8）
- ② 料金改定率決定にあたっての料金算定期間については、水道事業の将来像を実現するために策定した「水道事業ビジョン」、「水道事業ビジョン」に掲げる施策を実現するための経営の基本計画である「経営戦略」との計画期間を考慮する必要があることから、10年以上の視点に基づく改定期間が最善と考えます。（第8回資料② P8）



【答申（案）】

料金改定率の決定にあたっては、今後の投資・財政計画に基づき、健全で持続可能な水道事業を目指すためにも令和2（2020）年度から令和11（2029）年度の10年間とすることが最善と考えられる。ただし、水道料金算定要領では料金算定期間について3～5年を基準としていることから、今後の社会情勢の変動や経営状況に照らし、5年毎に検討をされたい。

3 紀の川市水道事業の今後の方向性について

(6) 料金改定率

【決定事項】

◆ 平均改定率18.0%の引き上げとしました。

【背景】

消費税の増税を控え、市民負担を考慮のうえ、下表の3つの料金改定率の案から、将来においても安全で安心な水道水を供給し続けるため、「水道事業ビジョン」に掲げる事業を推進するとともに、経営面での重点目標を達成するために案2を採用し、料金体系の検討を進めることとしました。(第8回資料② P20)

NO	料金改定率 2020年度	起債 充当率	資金残高 2028年度末	給水収益対 企業債割合 2028年度末	重点目標達成度			
					収支	投資計画	企業債	資金
1	20%	50%	約13億円	428%	○	○	◎	○
2	18%	60%	約15億円	474%	△	○	○	◎
3	16%	60%	約13億円	482%	△	○	△	○



【答申(案)】

「3(1)～(5)」を踏まえ、平均改定率18.0%の引き上げとすることが妥当である。

4 水道料金体系の見直しについて

(1) 基本的事項

【決定事項】

- ◆ 引き続き、基本水量制を採用せず、二部料金制、口径別料金体系を採用することとしました。

【背景】

- ① 日本水道協会が策定した「水道料金算定要領」では、基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとしています。(第9回資料 P9)
- ② 水道料金算定要領では、料金体系の一般原則として、総括原価を基本料金と従量料金に区分して設定するものとしています。(第7回資料 P27～P29、第9回資料 P4、P9)
- ③ 水道料金算定要領では、給水管の口径別（量水器口径）により適当な段階に区分して設定するものとしています。例えば、量水器関係経費などは量水器の口径の大小により水の流量に差があるので、各使用者に均一定額的に配賦することは妥当でなく、口径に基づき基本料金の負担を求めることが合理的とされています。(第7回資料 P27～P29、第9回資料 P4)



【答申（案）】

現行の料金体系では、基本水量制を採用せず、二部料金制、口径別料金体系を採用している。基本水量制は、水道料金算定要領では少しずつ解消する方向となっている。二部料金制については、基本料金と従量料金で構成され、固定費、変動費をそれぞれ基本料金、従量料金から回収することを基本としており、合理的であると判断できる。また、口径別料金体系は、基本料金を給水管の口径ごとに設定し、口径に応じて使用可能な水量に見合う基本料金とするなど、合理的な基本料金の設定が可能である。

以上のことから、基本水量制を採用せず、二部料金制、口径別料金体系を採用し、現行の体系を継続することが妥当である。

4 水道料金体系の見直しについて

(2) 基本料金・従量料金の割合

【決定事項】

- ◆ 基本料金単価の改定率を平均改定率以上の20.0%の引き上げとし、基本料金 : 従量料金の割合を27.5 : 72.5としました。

【背景】

- ① 総括原価のうち給水量にかかわらず発生するものは、原則として固定収入である基本料金で回収することが望まれます。(第7回資料 P27~P29、第9回資料 P16)
- ② 水量の増減で変動する従量料金で回収している割合が大きいと、需要減少以上の速さで収入減を招くことが危惧されるため、緩やかに基本料金で回収する割合を大きくすることが望まれます。(第9回資料 P7、P13、P16)
- ③ 水道料金算定要領に基づく口径別基本料金の算定結果との比較及び一般家庭用(口径13mm)の基本料金における他団体との比較においても、当市の基本料金は低い水準にあります。(第7回資料 P30~P31、第9回資料 P10~P11)



【答申(案)】

水道事業は典型的な装置事業であり、必然的に固定費が大きくなるため、可能な限り基本料金で収入を得ることが、安全・安心な水道水の供給を続けていくためには必要である。また、従量料金で得られる割合が多い料金構造であると、給水量の減少以上に料金収入が減少する恐れもある。そのため、基本料金単価の改定率を平均改定率18%以上の20%の引き上げとすることで、現在、基本料金で得られる収入と従量料金で得られる収入の比率が「27 : 73」のところ「27.5 : 72.5」となるため、利用者への影響の小さい範囲で徐々に基本料金で費用を回収するような体系に変更することが妥当である。

4 水道料金体系の見直しについて

(3) 従量料金の逡増度

【決定事項】

- ◆ 特別に配慮している10m³以下を除き、1.33から1.31に緩和しました。

【背景】

- ① 水道料金算定要領では、従量料金は使用量に応じて公平に負担すべきものであることから、原則として均一とすることとされています。(第9回資料 P16)
- ② 将来的な水需要の減少が予想される中では、逡増度が高ければ使用水量に適用される単価の減少率が高くなり、需要減少以上の速さで収入減を招くことが危惧されるため、緩やかに逡増度を緩和することが望まれます。(第9回資料 P9、P14、P16)



【答申(案)】

従量料金は使用量に応じて回収するものであり、負担の公平性から見ると、口径別の差異や水使用の多寡にかかわらず均一であるべきとする考え方が採られている。

現行の料金体系は逡増型の料金体系を採用しており、逡増度(10m³以下を除く)はおよそ1.33となっている。逡増型の料金体系では、多量利用者の水需要が減少すると従量料金単価の高い水量区画の水量が減少することとなり、水需要の減少以上に給水収益の減少が大きくなることから、経営的観点からはなるべく逡増度を低く設定する必要がある。仮に従量料金を均一にすると、使用量の少ない利用者への影響が過大となるため、緩やかな見直しとして現状の1.33以下の1.31に緩和することは妥当である。

4 水道料金体系の見直しについて

(4) その他の検討事項

【決定事項】

- ◆ 従量料金の水量区画は変更しないこととしました。
- ◆ 激変緩和を考慮しました。

【背景】

- ① 現行の水量区画は5段階で、水道料金算定要領における従量料金の水量区画（概ね3から5段階）の範囲内です。（第9回資料 P16）
- ② 激変緩和の観点から一部の使用者に急激な料金負担増とならないよう配慮することが望まれます。（第9回資料 P15）



【答申（案）】

その他の検討事項として、従量料金の水量区画の変更について検討したが、需要実態や一部利用者の改定率が大きくなることなどを考慮し、水量区画については現行どおり変更しないこととし、また、基本料金割合の引き上げや逡増度の緩和により、一部の使用者層に平均改定率18%の引き上げ以上の負担を強いることがないよう、激変緩和措置を考慮することが妥当である。

4 水道料金体系の見直しについて

(5) 新料金表 (案)

【決定事項】

◆ 前回までの水道事業運営審議会の議論に基づき、新料金表 (案) を以下のとおり設定します。

【新料金表 (案)】 (第10回資料 P3、P12)

(1ヶ月/消費税抜き)

用途 区分	メーターの 口径	基本 料金	従量料金(1m ³ につき)				
			1~10m ³	11~20m ³	21~30m ³	31~40m ³	41m ³ ~
一般用	13mm	1,144円	43円	170円	191円	203円	223円
	20mm	1,144円					
	25mm	1,829円					
	30mm	2,629円					
	40mm	4,572円					
	50mm	7,086円					
	75mm	15,887円					
臨時用	223円						

※臨時用の従量料金単価については、一般用の従量料金区分「41m³~」の従量料金単価と整合を図るよう設定しています。

【答申 (案)】

「3 (6) 料金改定率」、「4 (1) ~ (4)」を踏まえ、設定した料金体系を料金表に表すと、別添「附属資料④」のとおりとなり、同表の考え方に沿った改定を行うことが妥当である。

4 水道料金体系の見直しについて

(6) 料金改定の実施時期

【決定事項】

- ◆ 可能な限り早い時期として、令和2（2020）年度での改定としました。

【背景】

- ① 財政計画におけるシミュレーション上では、料金改定を行わなかった場合、令和2年度から継続して赤字となる見込みです。（第8回資料② P7）
- ② 可能な限り早い時期に実施するほうが、健全な経営に寄与する度合いが大きくなる見込みです。（第7回資料 P16、P34）



【答申（案）】

直近の財政シミュレーションでは、令和元（2019）年度以降、収益的収支が赤字に転じることが予測され、その赤字幅も年々増加する見込みであることから、水道料金の改定は、可能な限り早い時期に実施するほうが健全な経営に寄与する度合いが大きいと考える。そのため、料金改定の実施時期は令和2（2020）年度中の改定が妥当である。

ただし、今後の見直しについては、現在得ることのできる情報に基づく見込み値であり、計画内容、料金体系のあり方についても、状況に応じて最新情報に基づく見直しが適宜必要であると考えられる。

5 附帯意見について

■ 投資・財政計画の定期的な見直し、経営健全化の取り組み

【決定事項】

- ◆ 投資・財政計画については、定期的に見直しを行う必要があります。
- ◆ より一層の事業経営の効率化を図る必要があります。

【背景】

- ① 料金改定により、使用者に負担を求めることから、より一層の投資・経営の効率化、健全化の取り組みが必要となります。
- ② 水道事業運営審議会での審議内容を踏まえ策定した「経営戦略」においても、投資・経営の健全化の取り組みを掲げています。（経営戦略 P23～P25）
- ③ 経営戦略（投資・財政計画）については、毎年度、事後検証を行い、その結果を踏まえて、見直しを行う必要があります。（経営戦略 P26）



【答申（案）】

「3（6）料金改定率」の算出根拠となる当審議会での審議内容を踏まえ策定した「経営戦略（投資・財政計画）」については、定期的に見直しを行い、経営健全化の取り組みを進め、できる限り安価な水道料金となるような経営に取り組まれない。

5 附帯意見について

■ 利用者への情報提供

【決定事項】

◆ 利用者の理解を得るため、積極的な広報活動が必要です。

【背景】

- ① 水道事業は日常生活にとって必需性が高いことから、水道料金の動向は市民生活に大きな影響を与えることから利用者への丁寧な説明が必要となります。
- ② 「水道事業ビジョン」に掲げる施策を推進するとともに、「経営戦略」に掲げる投資・財政目標を達成するために料金改定を行っているため、その内容や進捗状況については、分かりやすく情報提供する必要があります。



【答申（案）】

装置産業ともいわれる水道事業は、現実の水の使用とは関係なく、常に給水可能な状態を維持するとともに、施設を適正に管理するために多くの費用を必要とする性質を有することや、施設の老朽化状況、経営状況を理解いただくため、利用者への十分な周知が必要である。そのうえで、料金改定の必要性についても、使用者に理解いただくことが不可欠である。広報誌、ホームページなどでの積極的な広報活動を行い、料金改定をはじめ水道事業経営に対する利用者の理解を深めるよう努めること。

(2) 紀の川市水道事業運営審議会の今後のスケジュール <平成30年度の実績と令和元年度の予定>

回次	実施時期	主な審議内容など	提案資料
第6回	7月4日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平成30年度予算の概要説明 ◆ 水道ビジョンの概要説明 ◆ 平成22年度料金体系設定の根拠 ◆ 投資計画 ◆ 今後のスケジュール 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 予算概要資料 <input type="checkbox"/> 紀の川市水道ビジョン冊子 <input type="checkbox"/> 平成22年度料金設定根拠資料 <input type="checkbox"/> 投資計画概要資料 <input type="checkbox"/> スケジュール表
第7回	10月3日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平成29年度決算の概要説明 ◆ 財政計画 ◆ 水道料金改定の検討 ◆ 料金体系の検討 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 決算概要資料 <input type="checkbox"/> 財政計画(財務状況、財源予測、財源試算) <input type="checkbox"/> 水道の使用実態 <input type="checkbox"/> 他団体との水道料金比較、水道料金算定要領に基づく試算など
第8回	12月14日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公営企業会計の仕組み ◆ 前回審議会での意見に対する考え方 ◆ 財政計画の再検討(料金改定率、起債充当率、料金算定期間などの検討) 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 公営企業会計の仕組み <input type="checkbox"/> 財政計画(財務状況、財源予測、財源試算)
第9回	2月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水道料金制度の概要 ◆ 利用状況と現状分析 ◆ 水道料金の課題と対応 ◆ 料金体系決定における検討方針 ◆ 料金体系パターンの試算方法と試算結果 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 水道の使用実態 <input type="checkbox"/> 他団体との水道料金比較 <input type="checkbox"/> 料金体系の検討方針(案) <input type="checkbox"/> 料金改定案
第10回	3月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 料金体系の検討 ◆ 料金表(案)の検討 ◆ 今後のスケジュール 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 料金体系の検討 <input type="checkbox"/> 料金改定案

回次	実施時期	主な審議内容など	提案資料
第11回	6月20日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和元年度予算の概要説明 ◆ 経営戦略の概要説明 ◆ 答申(案)の検討 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 予算概要資料 <input type="checkbox"/> 紀の川市経営戦略 <input type="checkbox"/> 答申書(案)の要約
第12回	7月開催予定	◆ 答申(案)の検討	<input type="checkbox"/> 答申書(案)
第13回	8月開催予定	◆ 市長への答申	<input type="checkbox"/> 答申書